

(質問)

地震保険だけ契約することはできますか。

(回答)

地震保険は、単独では契約することはできません。火災保険にセットして契約する必要があります。火災保険の契約時に地震保険を契約しなかった場合でも、火災保険の契約期間の途中から地震保険を契約することができます。

地震保険の契約を希望しない場合は、その旨を申し出れば、地震保険をはずして火災保険のみで契約することができます。その場合には、地震保険をセットしないという契約者の意思を確認するため、火災保険契約申込書の「地震保険ご確認欄」に押印する必要があります。

火災保険の契約時には、必ず損害保険会社又は代理店から地震保険の説明を聞いてください。

(問い合わせ)

連絡先 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぼADRセンター  
電話番号 0570-022808

(質問)

地震保険の保険金額(契約金額)は、どのようにして決まるのですか。

(回答)

地震保険の契約金額は、火災保険の契約金額に対して、30%～50%の範囲内で決めます。ただし、建物は5,000万円〔1構内(敷地内)・1被保険者(保険の補償を受ける方)につき〕、家財は1,000万円〔1構内(敷地内)・1世帯につき〕が限度額となります。

すでに他の地震保険契約があって追加して新たに地震保険の契約を締結するときは、限度額から他の地震保険の契約金額の合計額を差し引いた額を追加できる地震の契約金額となります。

また、賃貸住宅にお住まいの方で、家財のみ火災保険に加入した場合でも家財に地震保険を契約できます。

《例》火災保険を建物に2,000万円、家財に1,000万円契約している場合

	火災保険の契約金額	地震保険の契約金額
建物	2,000万円	30%(600万円)～50%(1,000万円)
家財	1,000万円	30%(300万円)～50%(500万円)

(問い合わせ)

連絡先 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぼADRセンター  
電話番号 0570-022808